

令和4年度の国民健康保険税の改正のお知らせ

◆大網白里市の国民健康保険の状況

国民健康保険（国保）は、病气やけがをしても安心して医療が受けられるよう、国保加入者の皆さんで国民健康保険税（保険税）を出し合い医療費に備える制度です。

市の保険税は、平成30年度の国保広域化（都道府県単位化）以降、千葉県が示す標準保険料率を参考に税率を決定しています。令和2年度および令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、国保財政調整基金を取り崩し、税率の引き上げを行わず、国保加入者の皆さんの負担を抑えてきました。

その結果、国保広域化に伴う、市から県へ支払う納付金が保険税の収入だけではまかないきれず、税率の引き上げを行わない場合、令和5年度には基金が枯渇し、大幅な歳入不足になることが見込まれるため、保険料率を改正します。

保険税の引き上げ幅を抑制する効果が見込まれる主なもの医療費の減少となりますので、国保加入者が健康的な生活を送ることはもちろん、市が行う特定健診・特定保健指導・各種がん検診を積極的に受診し、病気の早期発見・早期治療による重症化予防に

ご協力をお願いします。
また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の効果的な利用をお願いします。

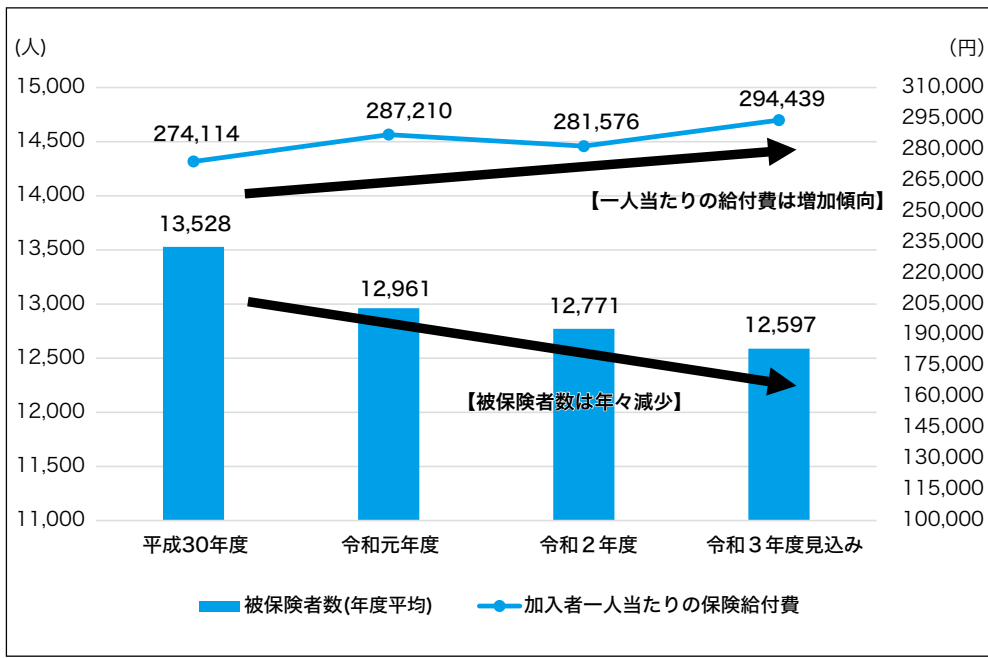
◆税率の改正内容(別表参照)

保険税は、医療給付費(医療分)、後期高齢者支援金等分(支援金分)、介護納付金分(介護分)を合計したものです。国保加入者一人ひとりの前年中の所得に応じて計算し、世帯で合算の上、世帯主を納税義務者とし、課税されます。

なお、令和4年度から、未就学児の国保加入者に対する保険税の均等割部分を5割軽減

区分		改正前	改正後
医療分	所得割	6.00%	6.92%
	均等割	19,000円	22,200円
	平等割	20,000円	21,900円
	課税限度額	61万円	63万円
支援金分	所得割	2.50%	2.60%
	均等割	14,000円	14,500円
	課税限度額	19万円	19万円(変更なし)
介護分	所得割	1.90%	2.90%
	均等割	13,000円	19,100円
	課税限度額	16万円	17万円

◆加入者一人当たりの保険給付費、被保険者数の推移



◆モデルケースによる保険税額の試算(年税額)

1人世帯(給与収入のみ)	・世帯主(40歳)	給与収入300万円	〈保険税額〉
	令和3年度		231,300円
	令和4年度		275,100円
	改正による増額		43,800円
2人世帯(年金収入のみ)	・世帯主(67歳)	年金収入200万円	〈保険税額〉
	・妻(65歳)	収入なし	
	令和3年度		82,900円
	令和4年度		92,300円
改正による増額		9,400円	
3人世帯(給与収入のみ)	・世帯主(40歳)	給与収入300万円	〈保険税額〉
	・妻(40歳)	収入なし	
	・子(5歳)1人	収入なし	
	令和3年度		310,300円
令和4年度		349,200円	
改正による増額		38,900円	

◆別表

児童扶養手当を受給している方へ 5月は児童扶養手当の支払期

現在、手当を受給している方および令和4年3月までに新たに認定を受けた方は、5月11日(木)に市から2か月分(令和4年3月分～4月分)が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書(オレンジ色)に記載してある金融機関の口座にてご確認ください。

子育て支援課児童家庭班
☎0475(70)0331

◆国保税を滞納している方は短期保険証になります

保険証の更新時に前年度までの国保税に滞納がある場合、通常の保険証より有効期限の短い保険証を交付します。

滞納している国保税を完納すると通常の保険証を交付します。完納までに有効期限が切れるときは、保険証の更新のため市役所へ来庁していただきます。また、短期保険証の交付後も保険税の納付が無いと、医療費の全額(10割)を一時的に自己負担する「資格証明書」の交付となる場合があります。

◆新型コロナウイルス感染症の影響に係る国保税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った場合、または令和4年中の収入が令和3年中と比較し30%以上減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯の国保税の減免を予定しています。申請手続きの詳細は、準備が整い次第、市ホームページ等でお知らせします。

◆国民健康保険全般について

市民課 国保班
☎0475(70)0334
国民健康保険税について
税務課 市民税班
☎0475(70)0321



令和4年6月分から児童手当の制度が一部変更になります

◆現況届の提出が原則不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するものです。

これまで、全ての受給者に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は、児童の養育状況が変わっていないければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、次の①～⑤の方は現況届の提出が必要です。該当する方は市から現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

◆所得が一定額以上の場合、児童手当等は支給されなくなります(別表参照)

児童手当法の一部改正に伴い、令和4年6月分(10月支給分)から、児童を養育している方の所得が一定額以上の場合には、児童手当等が支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が制限額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

子育て支援課児童家庭班
☎0475(70)0331

◆別表

	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額【新設】	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
扶養家族等の人数				
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」)ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得ベース)は、1人につき38万円を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

